

小菅村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小菅村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年4月1日	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和6年4月1日
処理区域内人口密度	14.8	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2		
処理場数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	当村は、一般家庭に水道メーターがないところが多いことから一般家庭については、人数による固定料金で徴収を行っている。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	工場や旅館・飲食店については、メーターで2ヶ月に1回検針を行い徴収を行っている。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	無し				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2520 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	924 円
	平成30年度	2520 円		平成30年度	989 円
	令和元年度	2520 円		令和元年度	1043 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	特定環境保全公共下水道業務に携わる職員数の構成は、源流振興課長と担当職員計2人で運営を行っており農業集落排水事業についても兼務していません。また特定環境保全公共下水道事業業務を担当している正職員の年齢別の構成は下表に示す通り、40歳～50歳未満が1人、30歳未満が1人である。
事業運営組織	源流振興課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	維持管理業務・水質検査・汚泥運搬・汚泥処理の業務を委託している
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおりです。

--

2. 経営の基本方針

- ・適正な維持管理に努め水質保全に努める
- ・災害発生時における危機管理体制の強化及び処理施設・管路・マンホールポンプ場の早期復旧・耐震化に努める。
- ・財源確保のため料金回収率の向上に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

マンホールポンプや施設の機械などの老朽化に伴い毎年定期的に更新工事を行う必要がある。

② 収支計画のうち財源についての説明

主な財源は、使用料収入であるが、少子高齢化に伴う人口減少等で収入が減っていくことが予想される。今後は、健全な経営を行うため適切な料金水準を検討する必要があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料や動力費、薬品費等については、必要最低限で実施しているため収支計画では、令和3年度～令和11年度を一定の金額で計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	地理的な問題で隣接市町村との管渠接続等のはハード面での広域化は不可能のためシステム等のソフト面での広域化の検討していきます。
投資の平準化に関する事項	固定資産台帳を参考に計画的に更新工事を実施する予定です。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	固定資産台帳の整備を行い令和6年度から公営企業会計に移行する予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本計画内では、料金改定を見込まずに予測値を出しているが今後人口減少が予想されそれに伴い料金収入も減ることが予想されるので今後料金の改定を検討する予定
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないので検討しておりません
その他の取組	該当無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	予定無し
職員給与費に関する事項	小菅村では、下水道担当以外にも一般会計の担当を兼任しているため特定環境保全公共下水道事業には人件費を見込んでおりません。
動力費に関する事項	現状の水準維持を考えております。
薬品費に関する事項	現状の水準維持を考えております。
修繕費に関する事項	現状の水準維持を考えております。
委託費に関する事項	経年劣化により発生する突発的な事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図り維持管理費の総額の低減に努めます。
その他の取組	和6年度から公営企業会計に移行する予定なので各所研修に参加し、健全な経営が行えるように努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は、5年を目処に見直しを行い、効率的な事業となるように必要に応じて計画の改定を行う
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 6,152	△ 527	△ 5,474									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	12,153	6,001	5,474									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6,001	5,474										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	46	57	61	79	81	86	86	86	86	86	85	85
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	8,962	9,138	9,092	8,637	8,689	8,776	8,820	8,917	8,988	9,123	9,242	9,242
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	325,894	286,034	250,694	228,813	206,932	191,945	177,162	162,133	146,853	131,316	115,518	99,452

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分												
収益的収支分	37,453	44,504	53,472	84,946	84,534	83,904	83,604	83,261	82,939	82,548	82,167	81,900
うち基準内繰入金	1,352	4,644	4,077	2,498	2,086	1,840	1,712	1,589	1,464	1,336	1,205	1,071
うち基準外繰入金	36,101	39,860	49,395	82,448	82,448	82,064	81,892	81,672	81,476	81,213	80,963	80,829
資本的収支分	60,226	13,172	56,340	44,332	41,881	34,987	34,783	35,029	35,280	35,537	35,798	36,066
うち基準内繰入金	5,354	7,939	17,670	12,166	10,941	7,494	7,392	7,515	7,640	7,769	7,899	8,033
うち基準外繰入金	54,872	5,233	38,670	32,166	30,941	27,494	27,392	27,515	27,640	27,769	27,899	28,033
合 計	97,679	57,676	109,812	129,278	126,415	118,891	118,387	118,290	118,219	118,085	117,965	117,966

経営比較分析表（令和元年度決算）

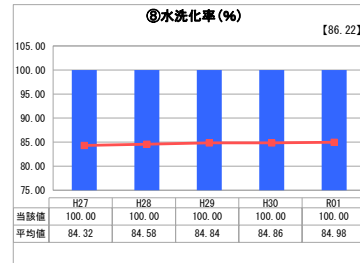
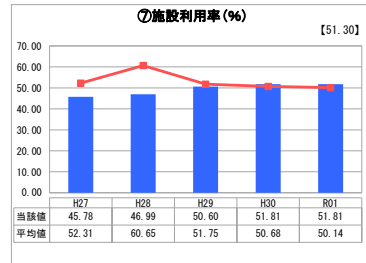
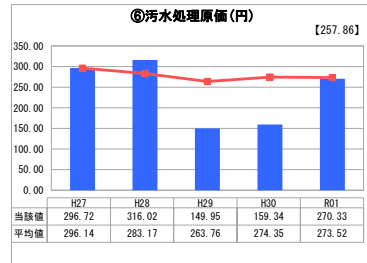
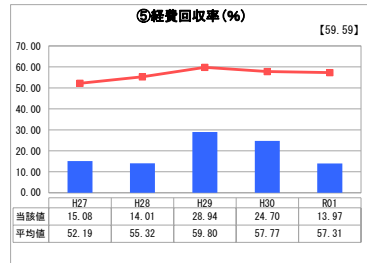
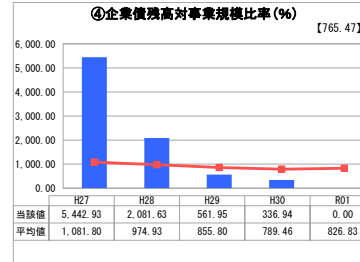
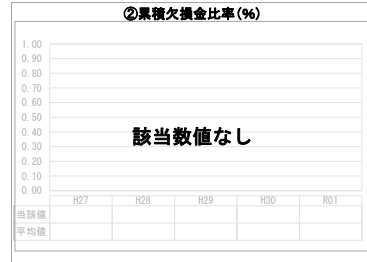
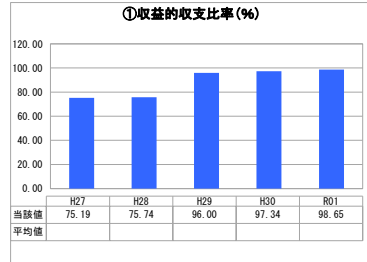
山梨県 小菅村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	6.71	100.00	2,520

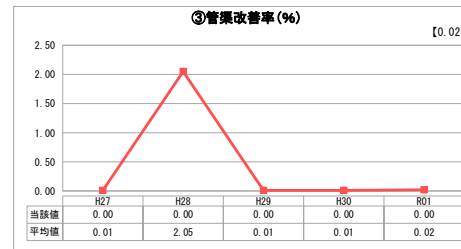
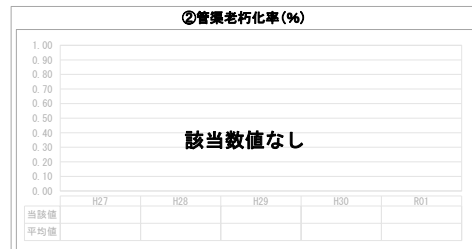
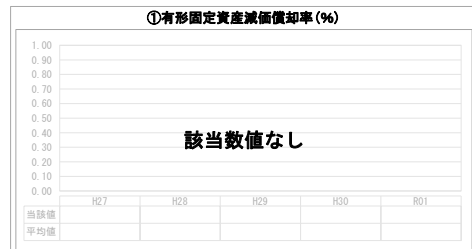
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
717	52.78	13.58
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
48	0.06	800.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が100%を下回り、経費回収率が類似団体と比較すると低い水準となっているため、定期的な料金改正が必要であると考えられるが、当該地域は人口48名程度の小規模な地区であり、限界集落となっているため総合的な計画が必要であると考えられる。
 企業債務償還については、令和元年度の当該値は0となっているが、企業債務高が少額となっている。
 汚水処理原価については令和元年度の修繕費用が過去2年よりも多く推移したため、上記と同様に総合的な計画が必要であると考えられる。

2. 老朽化の状況について

建設から20年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、平成28年度に機能診断を行い、平成29年度に最適整備構想を策定し、計画的に施設更新を行っていく。

全体総括

当事業は比較的小規模なもので支出に係る公債比率が全体の約5割程度となっており、財政負担となっている。一定住人口の減少から経費回収率が類似団体と比較すると低い水準となっているため、料金改定を含め総合的な計画について検討を進めていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。